

平成22年9月9日

厚生労働省

医政局長 大谷泰夫 殿

一般社団法人 日本看護系大学協議会

役員会（理事・監事）

高等教育行政対策委員会

代表 中山洋子

保健師教育および助産師教育における履修単位について（要望）

日本看護系大学協議会は、2009年7月の保健師助産師看護師法等の改正によって、保健師および助産師の養成課程の年限が1年以上になったことや、2009年8月の文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」の第一次報告書で、これまで大学の看護学教育においては必須であった保健師の国家試験受験資格を得るための「保健師教育」の選択制を可能にしたことを受けて、大学における看護学教育のあり方と看護専門職としての免許資格の問題について検討を重ねてきております。とくに、今年度は看護学士課程における教育内容と卒業時の到達目標について検討し、看護系大学としての質の確保と各大学の独自性が両立し、なおかつ、社会のニーズに応えることができるような看護学基礎教育の枠組みづくりに努力をしています。

これまで日本看護系大学では、学士課程において看護師・保健師・助産師の国家試験受験資格を得るための教育を統合して行うことを特徴とし、教育効果を上げてきています。すなわち看護系大学で学ぶことによって学生のキャリアパスが広がり、卒業後の可能性を拓きながら看護職としてのキャリアを継続してきていることは、卒業生の動向からも明らかになっています。また、看護系大学は、看護専門職の育成のための教育を統合的に行ってきた実績から、大学ならびに大学院で、保健師、助産師の資格取得のための教育をより効率的・効果的に展開する方法を既に開発してきています。

現在、厚生労働省におきましては、「看護教育の内容と方法に関する検討会」が開催され、保健師教育および助産師教育の内容と教育時間（履修単位）が検討されてきておりますが、日本看護系大学協議会としては、各大学の教育理念と方針に基づき、学部ならびに大学院において看護専門職の資格取得のための教育を可能にするために、**保健師および助産師の国家試験受験資格を得るために必要な履修単位の上限を26単位とすることを要望いたします。**

教育方法の開発・改善を図ることができれば、現在、教育内容の充実が求められている保健師教育、助産師教育については、26単位を上限としても内容の確保はできると考えます。また、現場において求められる実践能力の育成については、卒後研修等も合わせて検討されるべきで、基礎教育における実習時間等の大幅な増加は、臨地実習の場の確保と教育体制に与える影響が大きく、教育の混乱を招く危険を孕んでいると考えます。

以上

一般社団法人 日本看護系大学協議会

代表理事・高等教育行政対策委員会委員長	中山洋子（福島県立医科大学看護学部）
理事・高等教育行政対策委員会副委員長	野嶋佐由美（高知女子大学看護学部）
理事・高等教育行政対策委員会委員	高橋真理（北里大学看護学部）
理事・高等教育行政対策委員会委員	正木治恵（千葉大学大学院看護学研究科）
理事	小泉美佐子（群馬大学医学部保健学科）
理事	田村やよひ（国立看護大学校看護学部）
理事	片田範子（兵庫県立大学看護学部）
理事	リボウィッツよし子（青森県立保健大学健康科学部）
理事	太田喜久子（慶應義塾大学看護医療学部）
監事	小島操子（聖隷クリストファー大学看護学部）
監事	濱田悦子（日本赤十字看護大学看護学部）
高等教育行政対策委員会委員	南 裕子（近大姫路大学看護学部）
高等教育行政対策委員会委員	佐藤禮子（兵庫医療大学看護学部）